

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1: 「育児短時間勤務」制度利用希望者の「育児短時間勤務」利用率は 100%。産休・育休に入る前に「妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレット」を作成して職員に配布し、制度の周知を図り、制度利用希望者に対し制度利用者 100%を維持する。

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ワークライフバランス委員会にて検討・実施
- 平成 28 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、子育て中の職員を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標 2: 小学校就学前の子を持つ職員が、平成 27 年度は「短時間」6 名、「深夜業制限」20 名、「所定外労働免除」7 名、「時間外労働制限」2 名が利用している。希望する場合に利用できる「育児・介護休業規定」「短時間正社員就業規則」の周知を図り、制度利用を奨励する。

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ワークライフバランス委員会にて検討・実施
- 平成 28 年度～ 制度の周知、社内広報誌などによる社員への周知